

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市自主防災組織活動支援事業補助金
補助事業等の目 標	自主防災組織の自主的な防災・減災活動を支援するため、防災に関する専門的な知識や技能を有する防災士の資格取得費用に対する補助を行うことにより、防災士が地域防災リーダーとして自主防災組織で活躍し、もって地域防災力の向上と、防災意識が高い安心安全なまちづくりを目指す。
補助事業等の対 象 者	市内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当するもの (1) 平成31年4月1日以後に防災士の資格を取得した者 (2) 市の防災士資格保有者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、及び市が自主防災組織へ名簿を提供することに同意する者 (3) 防災リーダーとして自主防災組織で活動する意思のある者 (4) 自主防災組織及び市と協働して地域防災力の向上のための活動を継続してできる者 (5) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者及び受ける予定でない者 (6) 市税等を滞納していない者
補助対象経費	防災士の資格取得に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した研修実施教育機関による研修講座（以下「研修講座」という。）の受講料 (2) 研修講座の受講に必要な教材費 (3) 防災士資格取得試験受験料 (4) 消防団員（退職者を含む。）であって分団長以上の階級にある者又はあった者については、防災士教本代
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で、3万円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 最寄りで開催される研修講座の受講料等の費用が3万円であり、その費用を全額補助することにより防災士の資格取得を推進し、防災力の向上を図るため。
補助事業等の評 価	補助金の交付件数、交付額に基づき、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成31年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	平成36年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 地域防災力の向上を図るためには、相当の期間、継続的な支援が必要である。
情 報 の公表の方法等	補助金の交付件数、交付額、評価内容等を市ホームページにて公表する。

<p style="text-align: center;"><b>そ の 他</b></p>	<p>この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自主防災組織 地域において防災・減災活動を行う自治会、自主防災会及び消防団をいう。</p> <p>(2) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構の認定登録を受けた者をいう。</p>
<p style="text-align: center;"><b>提 出 書 類</b></p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 防災士認証状又は防災士証の写し</p> <p>(2) 補助対象経費の領収書の写し</p> <p>(3) 同意書（様式第2号-2）</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;"><b>担 当 部 署</b></p>	<p>諏訪市 企画部 危機管理室 市民安全係</p>

平成31年 3月15日 制定（平成31年 4月 1日 施行）